

「酒田市身体障害者福祉センター」の指定管理者の指定について

「酒田市身体障害者福祉センター」の指定管理者について、以下のとおり指定しましたので、お知らせします。

また、指定管理者の正式な指定にあたり、地方自治法の規定により、令和7年酒田市議会12月定例議会において議決されております。

1 施設名 酒田市身体障害者福祉センター

2 応募団体数 1団体（非公募による選定）

3 指定管理者

名称：特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会

理事長 佐藤 健治

所在地：酒田市北今町3番8号

4 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 選定方法

特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会は、現指定期間の事業評価が全てA評価であり優れた施設運営がなされていると認められるため、指定管理者選定委員会では、当該団体が指定管理者として受託能力があるかを審査し、非公募により候補者として選定しました。その後、議会の議決を経て指定管理者として正式に指定されました。

6 審査基準及び得点

(1) 得点 131.4点(配点200点)

(2) 評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	30	21.0
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	50	30.6
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 (5) 施設運営に対する意欲等	60	37.4
4 法令遵守と安全管理の確保等が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	30	19.6
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1) 障がい者の福祉の向上への貢献	30	22.8
合 計		200	131.4

※得点は各委員の平均点です。(小数点以下第2位を四捨五入)

【評価】

受託能力がある : 120点超

受託能力に疑問がある : 120点以下